

ピープルズバンク

① 沖縄銀行

沖縄銀行

ミニディスクロージャー誌

2011/9



おききん は、“People’s Bank”を目指します。

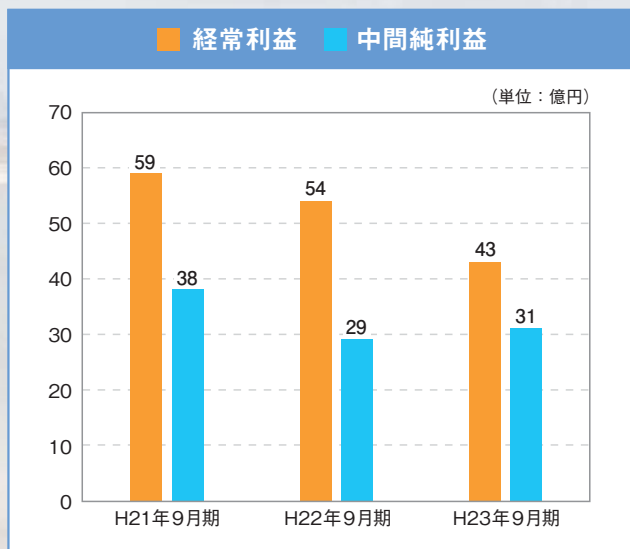
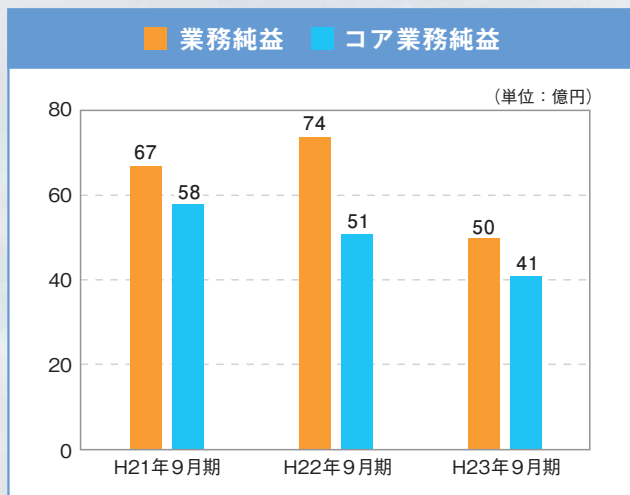
1 損益の状況(単体中間期)

平成23年度中間期の業務純益は、貸出金利息の減少に加え預金利息の増加等により資金利益が減少したことにより、前年同期比24億円減少の50億円となりました。本業の収益力を示すコア業務純益につきましては、資金利益の減少等により、前年同期比10億円減少の41億円となりました。

経常利益は、株式等関係損益の悪化ににより、前年同期比11億円減少の43億円となりました。また、当期純利益は前年同期比2億円増加の31億円となり、減収減益となっております。

【業務純益】 銀行の本来業務(預金・貸出など)で得た利益を表すもので、一般企業の「営業利益」に相当します。

【コア業務純益】 業務純益から「一般貸倒引当金繰入額」、「国債等債券関係損益」など大きな変動要因を除いた純粋な収益を表すものです。

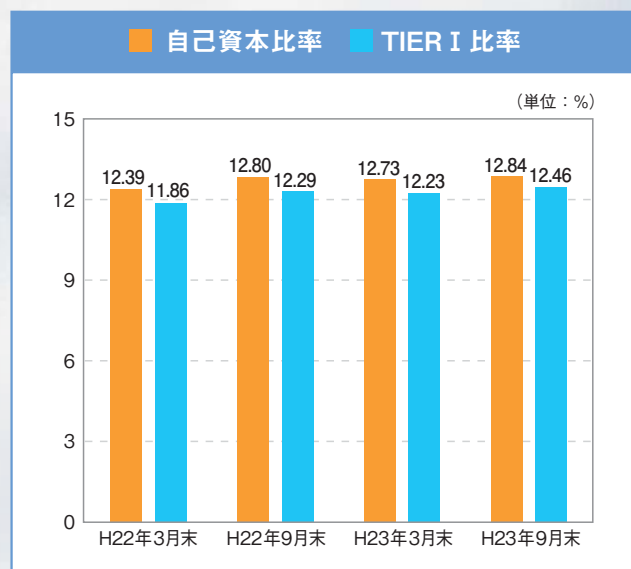


2 自己資本比率について(単体)

銀行経営の健全性・安全性を測る上で重要な指標の一つである自己資本比率は、平成23年度中間期末において12.84%となっており、国内基準の4%を大きく上回っています。また、TIER I 比率(コアの自己資本比率)についても12.46%と高い水準を確保しています。

【自己資本比率】 総資産に占める自己資本の割合で、銀行の健全性を示す重要な指標の一つであり、比率が高いほど安定した経営といえます。なお、海外に営業拠点を持つ銀行は8%以上(国際基準)、当行のように海外に営業拠点を持たない銀行は4%以上(国内基準)であることが求められています。

【TIER I 比率】 自己資本のうち、資本金や任意積立金など基本的項目(TIER I)のみから算出される実質的な自己資本比率といえます。



3 格付について

格付とは、企業が発行する債券等の元金支払いの確実性について、利害関係のない第三者である格付機関が評価し、その評価を簡潔な記号で表したものです。当行は日本格付研究所(JCR)より長期優先債務について「A+(シングルAプラス)」の格付評価を取得しています。「A+」は20ランク中上位5番目に位置し、「債務履行の確実性が高い」とされており、当行は、財務内容の健全性について高い評価を得ています。



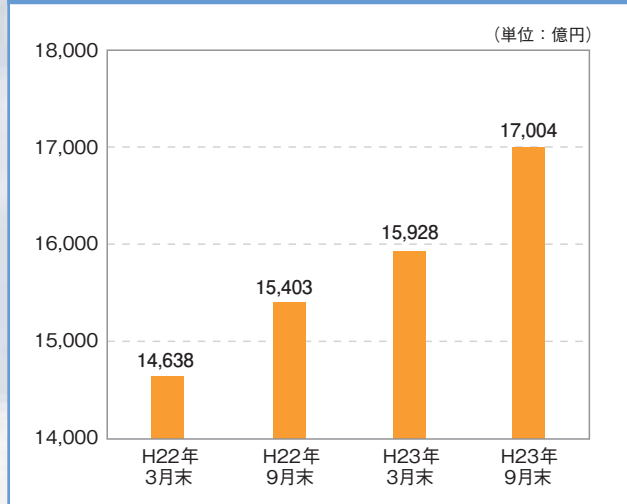
(株)日本格付研究所の格付け記号

4 預金の状況(単体/未残)

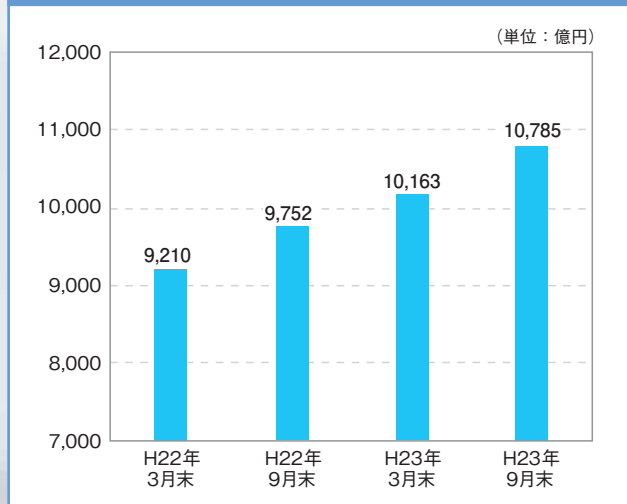
平成23年度中間期末の総預金残高は、複合取引の推進による個人預金増強に努めたほか、法人預金についても「SR(ストロングリレーション)活動」に注力した結果、前年同期比1,600億円増加の1兆7,004億円となりました。

また、当行では、多様化する資産運用ニーズにお応えするために、国債や投資信託、個人年金保険などを取り扱っており、お客様の資産形成を積極的にサポートしています。

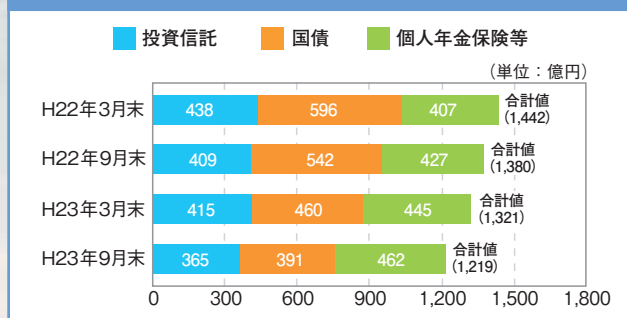
総預金



うち個人預金



預かり資産

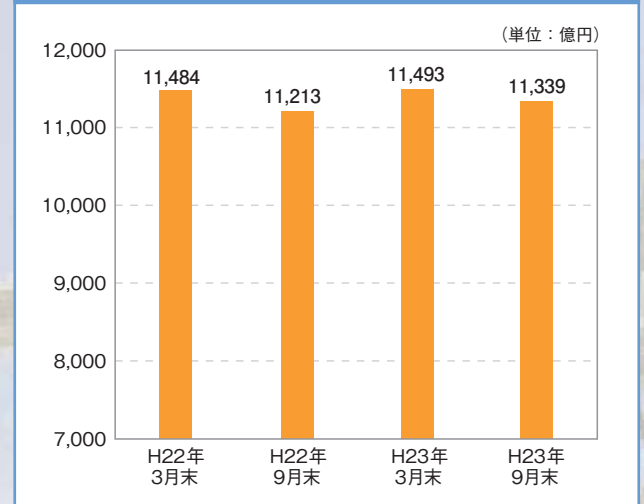


※個人年金保険等については取扱い額累計

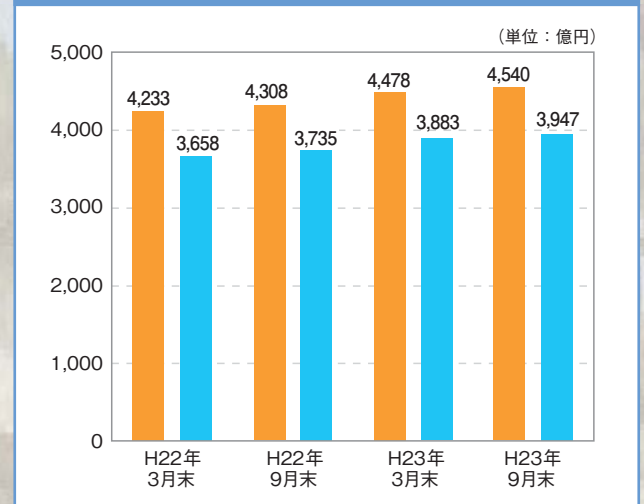
5 貸出金の状況(単体/未残)

平成23年度中間期末の総貸出金残高は、国・地公体向け貸出が減少したものの、個人ローンが増加したことから、前年同期比125億円増加の1兆1,339億円となりました。個人向けローンについては、住宅ローンを中心として好調に推移したことから、前年同期比232億円増加の4,540億円となりました。

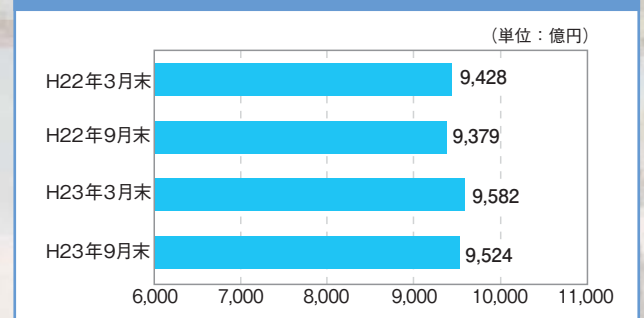
総貸出金



うち個人向けローン

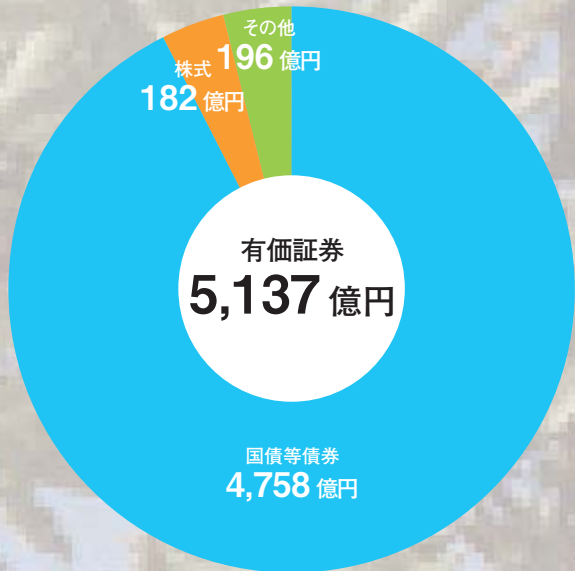


中小企業等貸出金



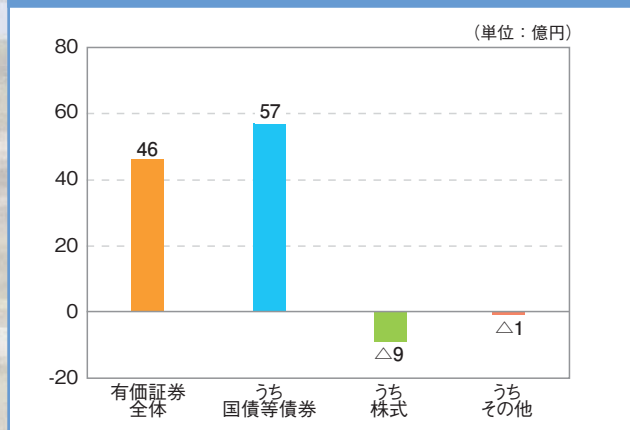
6 有価証券の状況(単体/未残)

国債、地方債など公共債の引受けを行う一方、投資環境や市場動向に注視しながら、資金の効率的な運用と安定収益の確保に努めました結果、平成23年度中間期末の有価証券残高は、5,137億円となりました。なお、有価証券全体を時価で評価した場合の評価損益は46億円となっております。また、平成23年度中間期の有価証券運用に伴う利息・配当金収入は15億円となっております。



H23年9月末

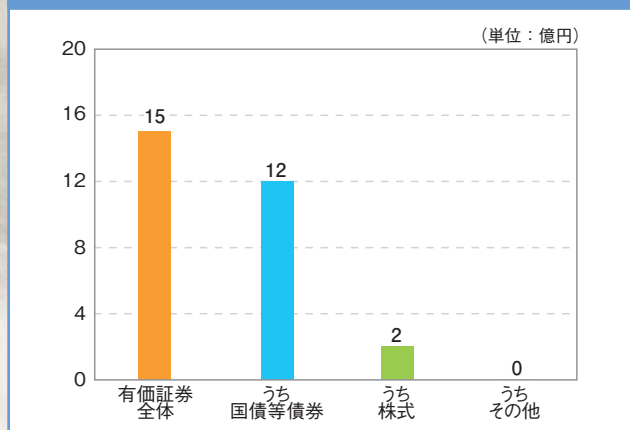
評価損益の状況



※その他には、投資信託等が含まれています。

H23年9月期

利息・配当金の状況(中間)



※その他には、投資信託等が含まれています。

7 開示債権の状況(単体)

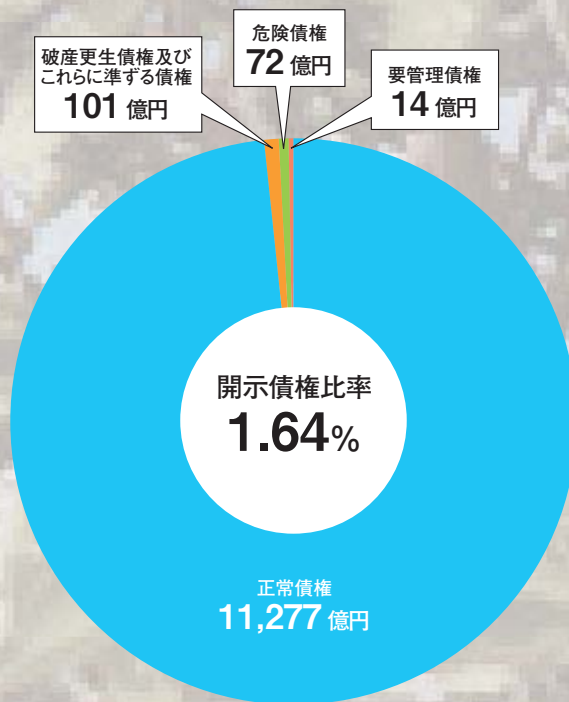
当行は、資産の健全化を最優先課題の一つとして掲げ、厳格かつ適正な査定に基づき、予防的見地から引当金を計上し、将来発生する可能性のある貸出の貸倒れに対して十分に備えています。

平成23年度中間期末における金融再生法に基づく開示債権のうち正常債権以外の債権は、期中18億円改善の188億円(総与信に占める割合1.64%)となっております。また、正常債権以外の債権については、担保・保証や貸倒引当金で85.16%をカバーしており、十分な保全を行っております。

金融再生法に基づく開示債権および保全状況(単位:億円、%)

H23/9月末	債権額	保全額	保全率(%)		
			担保・保証等	引当額	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	101 (0.88)	101	61	40	100.00
危険債権	72 (0.63)	46	36	9	64.47
要管理債権	14 (0.12)	12	10	1	84.82
開示債権合計	188 (1.64)	160	108	51	85.16
正常債権	11,277 (98.35)	貸倒実績率に基づく1年間の予想損失額を引当			
総与信残高	11,465 (100.00)				

※()内の数値は、総与信残高に対する割合



【破産更生債権及びこれらに準ずる債権】破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

【危険債権】債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本および利息の受取りができない可能性の高い債権

【要管理債権】3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権

【正常債権】債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権等これらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権